

集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

進め方等

1 集落支援員の設置

- ・市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

集落支援員
による支援

2 集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員
による支援

3 集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進
（「集落点検」の結果を活用）
- ・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

集落支援員
による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）
- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知 等
- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施
- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置
◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討